

要 請 書

大飯原発3・4号を停止して、徹底した断層調査を求めます

大飯原発断層調査団の専門家 各位
原子力規制委員会委員長代理 島崎邦彦 様
原子力規制委員会委員長 田中俊一 様

2012年10月19日

10月17日の第5回原子力規制委員会で、大飯原発の断層調査にあたる専門家が決まり、調査の日程についても公表されました（10月23日：事前の会合、11月2日：現地調査、11月4日：評価会合※必要に応じ、追加して開催）。

重責を担われる調査団の専門家の皆さまに、要請書をお送りします。

3. 11福島原発事故の未曾有の惨事を前にして、このような悲劇を繰り返してはならないというのが多くの声であることはご承知のとおりだと思います。大飯原発3・4号は、3.11以後に再稼働された原発です。私たちは、7月に再稼働が強行される前から、大飯原発敷地内の断層（破砕帯）調査を実施するよう旧保安院などに求めてきました。多くの市民が「地震・津波に関する意見聴取会」を傍聴したり、委員に手紙やメールを送ったり、また108名の超党派の国会議員が再調査を求める等々、大飯の断層調査は社会が最も注視している問題です。

そのような中、調査が実施されることとなり、調査団の皆さまに改めて下記を要請します。地元をはじめ多くの人々の心の奥を察しいただくようお願いいたします。

1. 活断層の判断基準について

ズレの成因や施設への影響を考慮するという旧保安院の考え方ではなく、12万～13万年前以降に動いたものを、活断層と判断してください。

10月4日の新聞報道では、「原子力規制委員会（田中俊一委員長）は、関西

電力大飯原発(福井県)などで問題化している敷地内断層の評価方法について、旧規制組織の審査方針を否定し、より厳格に安全評価する方針を決めた。」と報じられました。インタビューの中で島崎委員は「保安院は断層のずれの大きさを安全性判断の材料とすることを検討していたが、ずれの大きさの正確な予測は難しいためこれを採用せず、断層が十三万～十二万年前以降に動いたかどうかで評価する」と述べられています。

ところが、10月5日の規制庁との交渉(※1)で、規制庁安全規制管理官の小林勝氏(旧保安院の耐震室長)は「断層を3つに分類(①主断層、②副断層、③弱面)する考え方は規制委員会にも引き継がれている」「ズレの大きさを評価し、施設への影響を考慮する」との考え方を述べました。これは上記島崎委員の考え方と食い違っています。この点について小林氏は、最終的に「専門家の皆さまに判断してもらおう」とまとめました。

また、これまでの活断層審査では、12万～13万年前以降に活動したものであっても、それが「主断層と遠く離れている」とか、「断層活動によるものではない」(例えば、膨潤等を理由)との議論がなされてきました。

[※10月5日に参議院議員会館講堂で行われ、超党派の5名の国会議員、約120名の市民が参加]

ご存じのように、現行の「手引き」(発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き)では、「安全側の判断」に立つことを前提に、「断層運動が原因であることが否定できない場合には」活断層と認定することが明記されています。少なくとも、これら現行の「手引き」にのっとり、判断されるよう求めます。

さらに、10月17日の原子力規制委員会会見では、島崎委員は現在の指針などとの関係で「これらの指針も今後改定するということを考えておりますので、これらの指針が全て金科玉条で、そのまま守らなくてはいけないというふうには考えてほしくない。皆さんがお考えの最上の規制案に基づく判断であって構わないと思います。しかし、その場合には、どういう基準で判断されているのかを、当然のことながら明らかにして判断して頂く」と発言されています(速記録8頁)。この発言の趣旨は、最も安全側にたって判断をしていくとのことだと思われれます。同時に、専門家の皆さまの判断が問われています。

2. 調査について

十分な調査が可能となるよう、運転を停止して調査を行ってください。
調査範囲なども検討し直してください。

十分な調査のためには、原発の運転を止めて調査してください。今回実施される現地調査は、関西電力が作成した調査計画に基づくものです。活断層調査で最も重視されるトレンチは、2地点しかありません。これについては、「地震・津波に関する意見聴取会」でも、今泉俊文氏（東北大学）や杉山雄一氏（産総研）等から、トレンチ調査位置を増やすべき等の意見が出されてきました。F-6断層をしっかりと捉まえる調査地点等についても検討してください。

また、「地震・津波に関する意見聴取会」では、大飯原発は「破碎帯の多い地点をわざわざ選んで建てたようなものだ」との指摘もあり、F-6断層だけでなく、他の原子炉直下の断層の調査も必要ではないでしょうか。

事業者の調査計画を基にしたこれまでの調査・審査のあり方ではなく、調査団の皆さまの議論と判断で、調査地点などについても十分に検討するというスタイルを確立してください。大飯原発の後に続く、他の原発の調査にとっても重要なこととなります。

3. 現地調査には、国会議員や市民の立ち会いを認めてください。

関西電力は現在も、「F-6断層は、耐震バックチェックで活断層ではないと判断されている」「再調査は念のため」と述べています。他方、既に述べましたように、大飯原発の断層調査は、社会的に大きな注目の中で行われます。これまで再調査を求めてきた国会議員や市民の働きかけの経緯なども考慮して、国会議員や市民の立ち会いを認めていただくよう要請します。

2012年10月19日

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL : 075-701-7223 FAX : 075-702-1952

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

東京都新宿区神楽坂 2-19 銀鈴会館 405 共同事務所 AIR TEL/FAX : 03-5225-7213

国際環境 NGO FoE Japan

東京都豊島区池袋 3-30-22-203 TEL : 03-6907-7217 FAX : 03-6907-7219

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL : 06-6367-6580 FAX : 06-6367-6581